

第2期

リサイクルセンター長期包括運營業務委託事業

落札者決定基準

令和6年7月

東根市外二市一町共立衛生処理組合

目 次

1. 本書の位置づけ	1
2. 審査の基本的な考え方	1
3. 審査委員会の設置	1
4. 審査等の流れ	2
5. 資格審査	3
6. 事業提案審査	3
7. 落札者の決定等	3
8. 技術提案審査点、価格審査点及び総合評価点について	4

1. 本書の位置づけ

本落札者決定基準は、東根市外二市一町共立衛生処理組合（以下「組合」という。）が、「第2期リサイクルセンター長期包括運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札応募者を対象に交付（公表）する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、最も優れた提案を行った最優秀提案者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札応募者が行う提案についての具体的な方向性を示すことを目的としている。

2. 審査の基本的な考え方

組合は、本施設の性能を十分に発揮させ、効率的及び安定的かつ安全な運営を目的としているものであり、本事業を通じて落札者に最良のサービスの提供を求めているものである。

したがって、落札者の選定に際しては価格、提案内容及び要求水準との整合性等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

なお、審査の透明性・公平性を確保するために、審査委員会においては応募者番号を用いて審査を行うものとする。

3. 審査委員会の設置

組合は、落札者の決定にあたり、学識経験者等で構成される「東根市外二市一町共立衛生処理組合第2期リサイクルセンター長期包括運営事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、その審査結果に基づき落札者を決定する。

なお、落札者決定までに、審査委員会の委員に対して接触等の働きかけを行った応募者は失格とする。

審査委員会委員

	氏名	所属・役職
委員長	小林 利広	元東根市外二市一町共立衛生処理組合業務課長
副委員長	柴田 正樹	元山形県庁環境エネルギー部 循環型社会推進課 廃棄物対策主幹
委員	芦野 満敏	東根市生活環境課長（幹事）
委員	鈴木 敦子	村山市市民環境課長（幹事）
委員	伊藤 由紀子	天童市生活環境課長（幹事）
委員	今田 史明	河北町生活環境企画主幹（幹事）
委員	佐藤 明彦	東根市外二市一町共立衛生処理組合 事務局長

4. 審査等の流れ

審査は、資格審査（資格確認手続）と事業提案審査（事業提案手続）で構成される。

さらに事業提案審査は、基礎審査、技術提案審査並びに提案価格の確認及び価格審査から構成されており、技術提案審査及び価格審査の結果に基づき総合評価点を求めて優秀提案を選定する。

入札説明書の公表から落札者決定までの審査の流れを図1に示す。

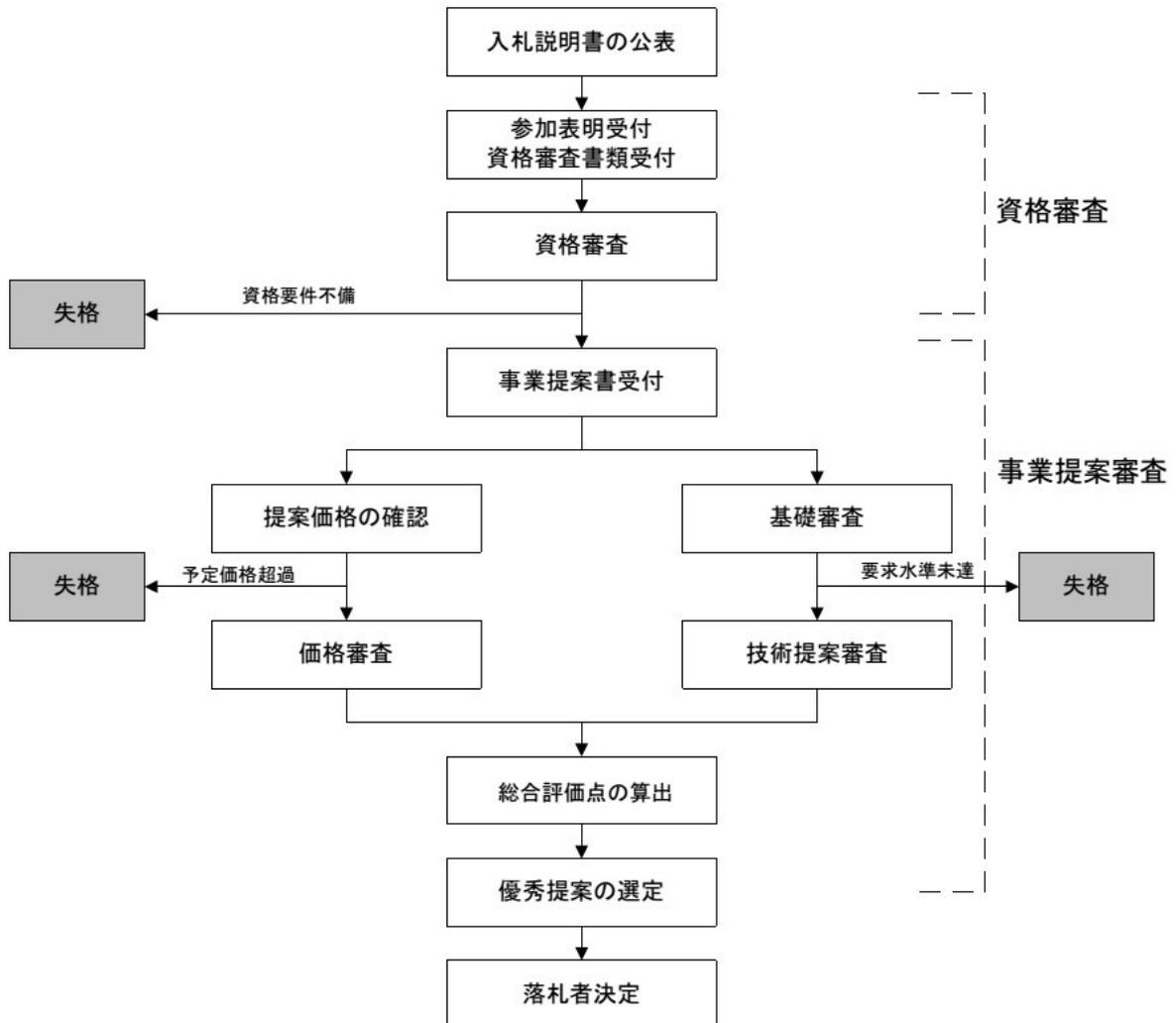


図1 審査の流れ

5. 資格審査

応募者から提出された資格審査申請書類により、入札説明書等に記載する参加資格を満たしていることを確認し、結果を書面にて通知する。

なお、参加資格を満たしていない場合は失格とする。

6. 事業提案審査

(1) 提案価格の確認

応募者の提出した提案価格が予定価格の範囲内にあることについて確認する。なお、提案価格が予定価格を超過している場合には、失格とする。

(2) 基礎審査

基礎審査では、応募者の提出した技術提案の内容が要求水準書において定める機能・サービス水準を満たしていることについて確認する。

なお、要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 技術提案審査

応募者の提出した技術提案書について、「8.」に定める基準に従って評価し採点する。

なお、技術提案審査においては、審査委員が提案内容に対する理解を深め、また疑義ある場合はこれを明らかにすることを目的としてヒアリングを実施する。

(4) 価格審査

応募者の提出した提案価格について「8.」に定める算出方法に従って点数化する。

(5) 総合評価点の算出

技術提案審査及び価格審査による評価点を合算して総合評価点を算出し、優秀提案を選定する。

なお、総合評価点の取り扱いについての詳細は「8.」に定める。

7. 落札者の決定等

組合は、審査委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定する。また、審査結果は落札者決定後、速やかに公表するとともに、審査の概要を「審査講評」として講評することを予定している。

8. 技術提案審査点、価格審査点及び総合評価点について

(1) 技術提案審査点について

技術提案審査の配点は、70点とする。

審査委員会は技術提案の各項目について表1に示す評価の視点に基づき評価を行い、表2に示す採点基準によって得点化を行う。

各項目の得点の合計を応募者の技術提案審査点とする。

表1 技術提案審査の項目、評価の視点、配点

評価項目		評価ポイント	配点	
1. 運営管理計画		①運営準備業務に対する考え方の妥当性	3	20
		②運営人員、組織体制、連絡体制、運転体制等の妥当性	7	
		③運転人員の資格、運転実績、運転員の技術向上についての具体性	7	
		④その他安全に運転管理を実施するための方策の具体性	3	
2. 維持管理計画		①15年間にわたる維持管理計画及び基本的な考え方の妥当性	12	15
		②事業期間終了後の円滑な引渡し方策の具体性	3	
3. 事業計画	3.1 事業の実施体制等	①事業の実施体制及び構成企業の役割分担の妥当性	2	10
		②事業マネジメント方策の妥当性	2	
		③事業の確実性・安全性への配慮の具体性	2	
		④セルフモニタリングの具体性	4	
	3.2 事業の安定化・リスク管理	①事業収支の安定性確保に関する考え方の妥当性	3	10
		②想定されるリスク及びリスクヘッジの方法の妥当性	7	
4. リサイクルの促進・環境配慮		①リサイクルの促進	3	5
		②地球温暖化防止策等、環境負荷の低減	2	
5. 地元雇用・地域経済への配慮		①地元雇用、地域経済への配慮	10	10
合計			70	70

表2 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点の算出方法
A	応募者独自提案であり、その効果に大きな期待ができる	配点×100%
B	提案の効果に大きな期待ができる	配点× 75%
C	提案の効果に期待できる	配点× 50%
D	提案の効果にあまり期待できない	配点× 25%
E	提案の効果にほとんど期待できない	配点× 0%

(2) 価格審査点について

価格審査の技術提案審査の配点は、30点とする。

価格審査点については、以下の算定式に従って得点を算出する。

$$\text{価格審査点} = 30 \text{ 点} \times \{ (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{最低入札価格}) \}$$

※得点は小数点第4位を四捨五入して、小数点3位まで算出する。

(3) 総合評価点について

上記(1)及び(2)に基づき算出した技術審査点及び価格審査点を合算して総合評価点とする。総合評価点は以下の方法で得点を算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術審査点} + \text{価格審査点}$$

※得点は小数点第4位を四捨五入して、小数点第3位まで算出する。

総合評価点で最高得点を付けた提案が複数となった場合は、価格審査点の最も高い提案を優秀提案とする。なお、総合評価点で最高得点を付けた提案が複数となった場合において、価格審査点も同点となった場合は、くじ引きにて優秀提案を選定する。

(4) 技術提案審査点と総合評価点の失格要件

技術提案審査点と総合評価の審査における失格要件は次のとおりとする。

① 技術提案審査点

ア) 審査項目別の同じ評価項目に、審査員のE評価の数が半数以上ある場合

イ) 技術提案審査点の合計点が30点以下の場合

② 総合評価点

総合評価点が50点以下の場合